

Economic Trends

発表日: 2018年12月27日(木)

消費税・負担緩和措置の家計への影響

～増税直後は2兆円程度(年換算)の負担増に～

第一生命経済研究所 調査研究本部 経済調査部
副主任エコノミスト 星野 卓也 (TEL: 03-5221-4547)

(要旨)

- 年末にかけて税制改正大綱や予算案が閣議決定された。複雑化している家計向けの負担軽減策について、公表情報をもとに可能な限り網羅的に向こう数年間のスケジュールと規模感をまとめ、家計の所得への影響を試算した。
- 年度毎に見ると、マクロの家計負担額は増税影響が半年に留まる2019年度1.1兆円、その後は2020年度2.2兆円、2021年度2.4兆円、2022年度2.5兆円となる。これを基にすると世帯あたりの家計負担は2019年度2.0万円、2020年度4.0万円、2021年度4.4万円、2022年度4.7万円と試算された。
- 増税分5.7兆円と比較すれば、全般的に家計の負担は相当抑えられることになる。一方で、数多くの家計還元策はそれを全てカバーする性質のものではなく、年間2兆円程度の家計負担増が2019年10月以降生じることになる。2019年10月以降の個人消費には、実質所得の低下による下押し圧力が生じよう。

○経済対策、家計向け措置を総まとめ

年末にかけて2019年度の税制改正大綱や予算案が閣議決定された。今回の予算編成は2019年10月の消費税率引き上げに向けた経済対策が主軸となっており、数多くの施策が行われることが決定した。

2019年度以降、教育無償化やキャッシュレスポイント制度、国土強靱化関連の公共投資など、多くの政策が実施されるが、以下ではその中でも複雑化している家計向けの負担軽減策について、公表情報をもとに可能な限り網羅的に向こう数年間のスケジュールと規模感をまとめ、家計の所得への影響を試算した。

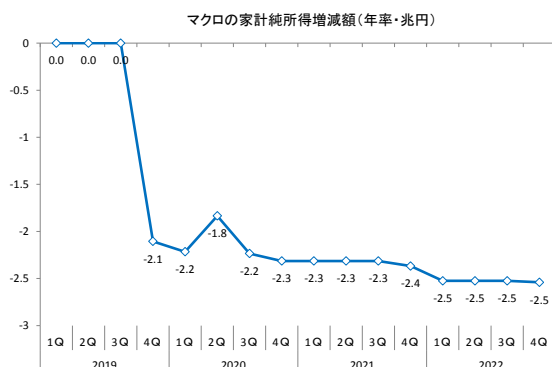
家計への還元策は期限が定められて行われる時限措置と将来に亘る恒久措置の2種類が行われる。時限措置は消費税率の引き上げと同時に実施され、増税の負担を緩和する。その後は徐々に期限終了を迎えていくことで緩やかに家計負担が増えていくことになる。今回の試算では、2019年10-12月の家計負担額(年換算)に関して、2019年10月の消費税率引き上げによって生じる家計負担額5.7兆円(年換算)が、一連の家計への還元措置によって2.1兆円(年換算)まで縮小する結果となった。その後は時限措置が段階的に縮小していくことで、2022年度には年2.5兆円の負担となる。

年度毎に見ると、マクロの家計負担額は増税影響が半年に留まる2019年度1.1兆円、その後は2020年度2.2兆円、2021年度2.4兆円、2022年度2.5兆円となる。これを基にすると世帯あたりの家計負担は2019年度2.0万円、2020年度4.0万円、2021年度4.4万円、2022年度4.7万円と試算された。

増税分5.7兆円と比較すれば、全般的に家計の負担は相当抑えられることになりそうだ。一方で、数多くの家計還元策はそれを全てカバーする性質のものではなく、年換算2兆円程度の家計負担増が2019年10月以降生じることになる。2019年10月以降の個人消費には実質所得の低下による下押し圧力が生じよう。

資料 1. 試算/時系列でみた消費税増税と家計負担軽減策のまとめ

(単位：兆円、表は四半期毎の家計純所得増減額、2019年10月前を基準)



	マクロの家計負担 兆円/年	世帯あたり平均 万円/年
2019年度 (半年分)	1.1	2.0
2020年度	2.2	4.0
2021年度	2.4	4.4
2022年度	2.5	4.7

(単位：兆円、年換算)

		2019				2020				2021				2022				
		1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	
負担緩和措置	時限措置				0.3	0.3												
	次世代住宅ポイント※1				0.3	0.3												
	キャッシュレスポイント				0.4	0.4	0.4											
	自動車税環境性能割軽減				0.0	0.0	0.0	0.0										
	すまい給付金拡充				0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
	恒久措置	年金生活者支援給付金※2				0.4	0.4	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6
	幼児教育・保育無償化				0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8
	大学無償化						0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8
	低所得高齢者の介護保険料軽減				0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
	介護職員の待遇改善				0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
	軽減税率				1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1
負担増	消費税率引き上げ(8→10%)				-5.7	-5.7	-5.7	-5.7	-5.7	-5.7	-5.7	-5.7	-5.7	-5.7	-5.7	-5.7	-5.7	-5.7
	給与所得控除見直し					-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1
	たばこ税増税※3				0.0	0.0	0.0	0.0	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1
	後期高齢者軽減特例廃止				-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1

※1 次世代住宅ポイントは2020年3月までに請負契約・着工を行い、2019年10月以降に引渡しをした場合に対象となる。

※2 年金生活者支援給付金は年金支給と同月(偶数月)に支給されるため、1-3月期、7-9月期には1度、4-6月期、10-12月期には2度支給されることになるが、その点は均した値を掲載している。

※3 たばこ税の増税(2018年度税制改正大綱で決定)は2019年10月以降の増税分。四半期毎の増税額は公表されている平年度ベースの増税額等から概算。

※世帯あたり平均値はいずれも2019年度の世帯数(社人研)でマクロの負担額を割った値。

※住宅ローン減税拡充は2019年10月~2020年12月に居住した場合に適用されるが、控除されるのはそこから11~13年後であり、この間の家計負担を軽減するわけではない。試算からは除いた。

※自動車税種別割減税は2019年10月以降の「購入分」から適用となる。平年度ベース(国内の乗用車すべてが2019年10月以降の自動車に置き換わった状態?)では1,324億円の減税が見込まれている(財務省)が、当面の減税額は僅少になるため試算からは除いた。

※2020年度からマイナンバーカードにポイントを付与する制度が導入される見通しだが、規模が不明なため試算からは除いた。

※消費税対策として国土強靱化関連の公共投資が計上されているが、家計還元策ではないため試算からは除いた。

※年金改定の影響は不確実性が大きいため勘案していない。なお、日本銀行の展望レポートでは、「年金額改定」として0.6兆円を家計負担減として計上している。2019年度、20年度におけるプラスの年金改定を前提としたものとみられ、年金給付総額(56兆円程度)に鑑みると2年で0.7%p程度の上昇改定を見越したものと考えられる。しかし、報道によれば2019年度の年金改定率は+0.1%のプラスに留まるとのこと。20年度の改定率にもよるが、改定率の重要な要素であるCPIは原油価格の下落や携帯電話料金値下げの影響等で特段高い伸びは見込みにくい情勢。実際には日銀試算ほどにはならない可能性が高いとみている。

(出所) 財務省予算資料などを参考に第一生命経済研究所が試算。

資料2. 試算に織り込んだ制度一覧

政策	概要
プレミアム付き商品券	低所得者、0-2歳の子育て世帯に対し、2019年10月から半年間使用できるプレミアム付き商品券を発行。一人5,000円の財政支援
次世代住宅ポイント	一定の省エネ・耐震・バリアフリー等の性能を満たす住宅の新築・リフォームに対し、ポイント付与（新築の場合、基本的に30万円）
キャッシュレスポイント	2019年10月から2020年6月までの9か月間、中小小売業者等において消費者がキャッシュレス決済を行う場合、5%（または2%）のポイント還元
自動車環境性能割軽減	自動車取得の際にかかる自動車税環境性能割（現行の自動車取得税に相当）を2019年10月から1年間に限り1%軽減
すまい給付金拡充	住宅を取得した低所得層を対象とするすまい給付金の対象所得層を拡大、給付額を最大30万円から50万円に引き上げ
年金生活者支援給付金	低年金の高齢者に対し、月5000円を支給
幼児教育・保育無償化	（2019年10月～）幼児教育・保育の無償化、0-2歳児は低所得世帯に限定、3-5歳児は全世帯。
大学無償化	（2020年4月～）低所得世帯の国立大学授業料を免除・私立大学は一定額まで免除
低所得高齢者の介護保険料軽減	低年金者や生活保護世帯の介護保険料軽減措置を拡充
介護職員の待遇改善	勤続10年以上の介護福祉士に月額平均8万円相当の処遇改善
軽減税率	「酒類・外食を除く飲食物品」と「定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞」を対象に消費税率を8%に据え置き

消費税率引き上げ	消費税率を8%から10%に引き上げ
給与所得控除見直し	子どもや介護者のいない年収850万円以上の給与所得者の給与所得控除の上限額引き下げ。2018年度税制改正大綱で盛り込まれた。
たばこ税増税	紙巻たばこ、加熱式たばこの税率を2022年10月にかけて段階的に引き上げ。2018年度税制改正大綱で盛り込まれた。
後期高齢者医療制度の保険料軽減措置の廃止	低所得者の保険料軽減特例を2019年10月で廃止

（注）赤は負担減、青は負担増措置。

（出所）財務省資料などを基に第一生命経済研究所が作成。

本資料は情報提供を目的として作成されたものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。作成時点で、第一生命経済研究所が信ずるに足ると判断した情報に基づき作成していますが、その正確性、完全性に対する責任は負いません。見直しは予告なく変更されることがあります。また、記載された内容は、第一生命保険ないしはその関連会社の投資方針と常に整合的であるとは限りません。